

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社Bに雇用され、製本工として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、同僚から仕事の進め方について指導を受けていた際、言い争いとなり、同僚から顔面を殴られたという。

請求人は、翌日、Cクリニックに受診し「顔面打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間に係る休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、休業初日から3日間は待機期間であり、その他の請求期間については休業の必要性は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病に係る休業補償給付の請求について、休業初日から3日間は待機期間であり、その他の請求期間については休業の必要性は認められないとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件傷病については、監督署長が業務上の事由によるものと認めている。そこで、休業の要否について本件の資料を精査したところ、当審査会としても、請求人が本件傷病の療養のため労働することができなかつたのは、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、D医師の診察を受けた平成〇年〇月〇日の1日であり、請求人の本件請求は労災保険法に基づく休業補償給付の支給要件には該当しないと判断する。

(2) なお、加害者であるEは、作業に関し請求人を注意したところ、請求人に恫喝され、右手で平手打ちされた旨、さらには、近くに多数の作業員がいたので、確認してほしい旨述べていることから、監督署長は、請求人の本件傷病の業務起因性について、「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」(平成21年7月23日付け基発0723第12号)に基づき関係者からの事実確認を行い、本件傷病が業務上の事由によるものか否かを十分に精査した上で判断すべきであったことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のとおり裁決する。